

令和6年度（尾張旭市）第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

2 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、尾張旭市内全域とする。

4 現状

(1) 生息環境と土地の利用状況

イノシシの生息地の大部分は森林であるため、市内の森林の内訳を表1に示す。

本市では人工林の占める割合が60%と高く、イノシシの被害は限定的と考えられる。

ただし、「愛知県の農林業センサス結果」によると、県内で耕作放棄地面積が増加しており、本市も同様に増加傾向にある。森林周辺における耕作放棄地の増加はイノシシの個体数増加及び分布域拡大を助長する可能性があり、注意が必要であると考えられる。

表1 林種別森林等面積（地域森林計画対象民有林）

（単位：ha）

計画区域	総数	立木地				竹林	無立木地
		針葉樹	広葉樹	(再掲)			
				人工林	天然林		
尾張旭市	283	188 (66.4%)	87 (30.7%)	170 (60.0%)	105 (37.1%)	3 (1.1%)	5 (1.8%)

（出典）2021年度愛知県林業統計書

(2) 生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のイノシシの分布域及び生息密度は、図1及び図2のとおり。

また、愛知県内の令和3年度末における生息数は約12,614頭(中央値)である。ただし、この数値は平成30年度以降の豚熱による死亡の影響を反映できていないため、注意が必要である。なお、豚熱の影響を受ける前の平成29年度の生息密度分布図によると、尾張旭市では5頭/km²以下であり、現状、増減なく横ばい状況と思われる。

尾張旭市では、市北部に位置する愛知県森林公園及びその周辺の山林沿いの地域でイノシシの生息が確認されている。なお、生息は確認されていないものの、矢田川河川敷でも目撃情報がある。

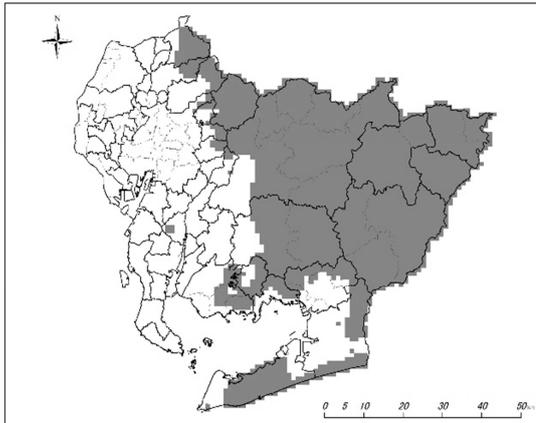


図1 愛知県における分布域 (R2 年度)

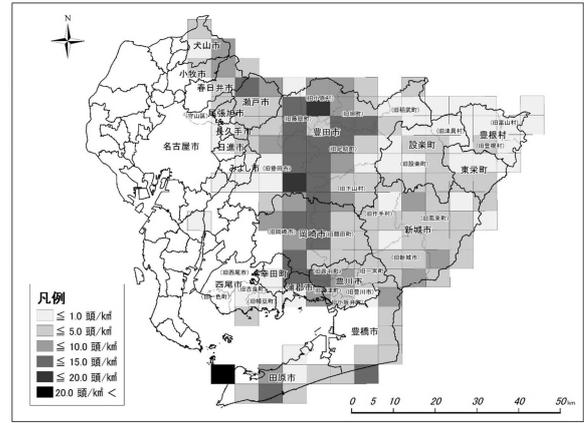


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度 (R3 年度)

(3) 被害の状況

愛知県内における令和3年度の農業被害額及び平成28年度からの変化については図3及び図4のとおりとなっている。

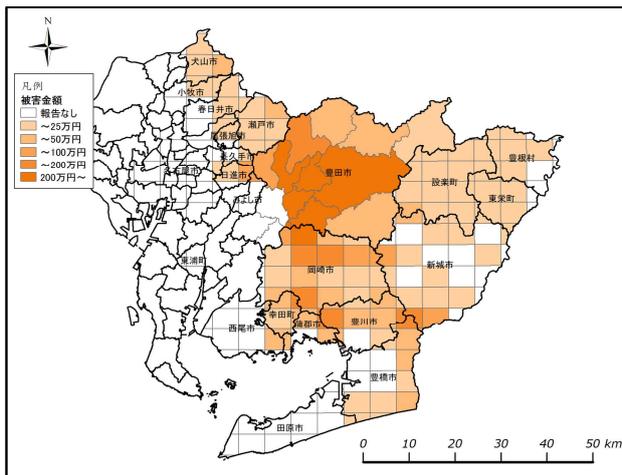


図3 愛知県における農業被害額 (R3 年度)

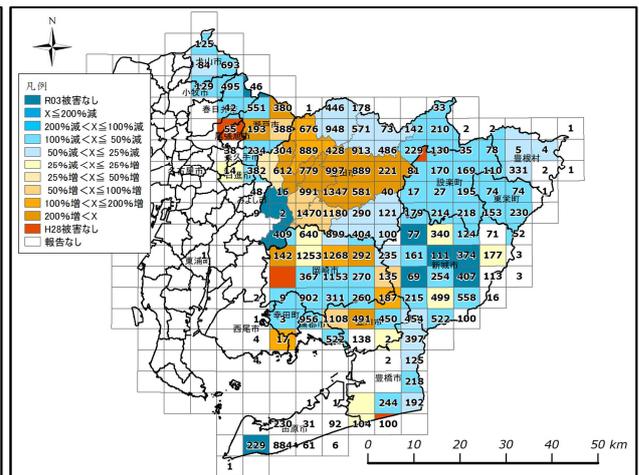


図4 愛知県における農業被害額の変化 (H28→R3 年度)

尾張旭市では、森林公園山林沿いの地域で農作物の被害が発生しており、農業被害としては零細であるが、家庭菜園での被害例もある。令和元年度から令和3年度までのイノシシによる農産物被害状況を表2に示す。

表2 尾張旭市における被害の状況

	R2 年度			R3 年度			R4 年度		
	被害面積 (a)	被害量 (kg)	被害金額 (千円)	被害面積 (a)	被害量 (kg)	被害金額 (千円)	被害面積 (a)	被害量 (kg)	被害金額 (千円)
被害状況	13	90	22	14.5	100	25	13	90	22

その他、市北部に位置する森林公園にて、植物園やゴルフ場の掘り返しや樹皮隔離等の被害が発生しているため、管理者が継続して駆除を実施している。また、民家近辺や河川敷にも出没しており、市北西部での目撃が増加傾向にある。

ることから生息範囲の拡大が懸念される。

なお、市内に豚舎は無く、野生イノシシでの豚熱の発生状況についても報告されていない。

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和3年度の捕獲分布図は以下のとおり。

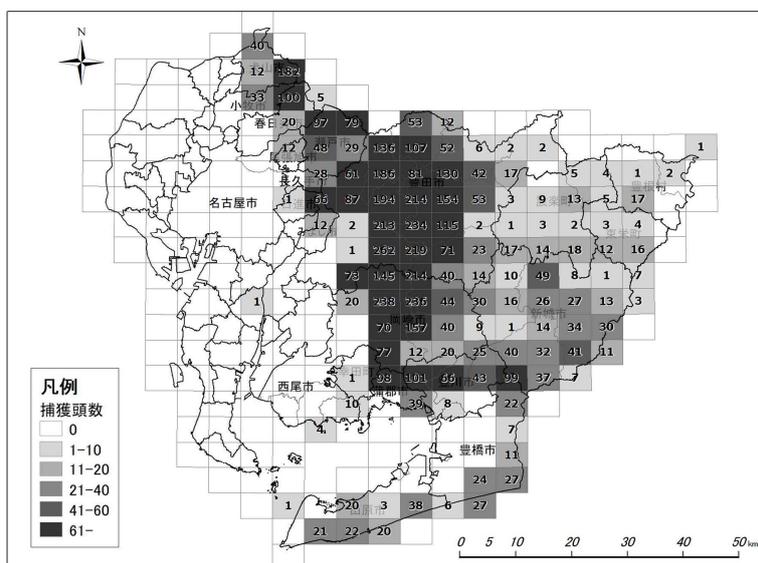


図 愛知県における捕獲分布図 (R3 年度)

尾張旭市では、市北部に位置する森林公園から平子町にかけてイノシシの目撃情報があることから、平成29年度以降、市北部にて市で捕獲を実施しており、平成30年度以降で9頭 (H30:5頭、R1:3頭、R2:1頭、R3:捕獲なし、R4:4頭) 駆除している。(表3)

なお、森林公園内では、植物園及びゴルフ場の管理者が独自で捕獲対策を実施しており、平成30年度以降で50頭 (H30:10頭、R1:7頭、R2:12頭、R3:6頭、R4:15頭) 駆除している。

表3 尾張旭市における許可捕獲 (個体数調整) の実施状況

			H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
市内全域	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	0	0	0	0	0	0
		罠	15	10	13	6	19	5
	捕獲頭数 (成獣・幼獣別)	成	12	6	12	6	17	5
		幼	3	4	1	0	2	0

イ 被害防除に係る対策

森林公園内で、ゴルフ場運営会社 (指定管理者) が独自で侵入防止柵 (電気柵) を設置している。

尾張旭市における被害防除対策 (防護柵、電気柵など) は、地域の状況に応

じて個別に実施されており、市内全域における実施状況は把握されていない。

ウ 生息環境管理に係る対策

尾張旭市における生息環境管理対策（藪の刈り払い、未収穫農作物の回収など）は、地域の状況に応じて各主体により個別に実施されており、市内全域における実施状況は把握されていない。

5 評価

尾張旭市内でイノシシの目撃や被害が拡大傾向にあるため、引き続き個体数調整による捕獲対策を実施するほか、被害防除対策及び生息環境管理対策を進める必要がある。

表4 尾張旭市における被害動向と対策の評価

	被害動向	捕獲対策		被害防除対策			
		銃	罨	防護ネット	防護柵	電気柵	その他 (内容)
市内全域	拡大傾向	－	○	－	－	－	－

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他（内容）
市内全域	－	－	－

※ 評価：「◎」＝非常に効果がある、「○」＝効果がある、「△」＝あまり効果がない、「×」＝効果がない、「－」＝対策を実施していない

6 管理の目標

(1) エリア区分

愛知県では、イノシシの分布状況等を基に、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している（図6）。

尾張旭市は、「管理エリア」に該当する。当該エリアでは、農業等への被害防止を図るため、高い捕獲圧をかけ続けることにより、農業被害が発生しない程度の水準まで生息数の減少を図る。

また、重点的な捕獲に加えて、防除対策、生息環境管理を地域ぐるみで実施することによって被害の未然防止又は減少を図るものとする。

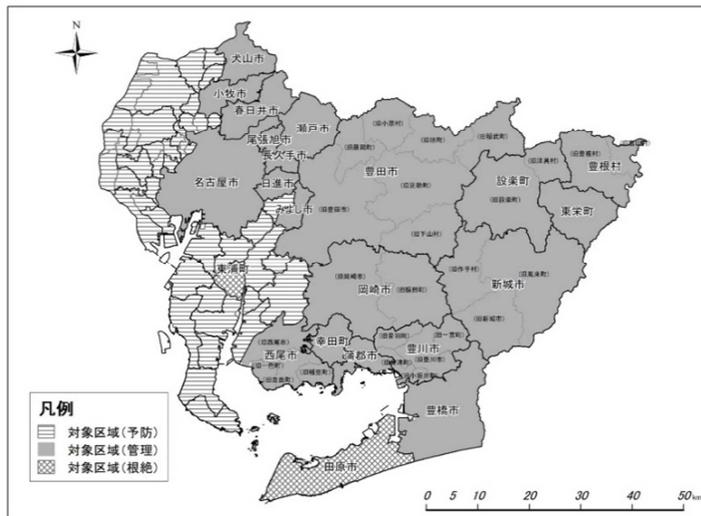


図6 対象区域及び類型区分

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を表5のとおり掲げている。

表5 管理目標

目 標	指 標
生息数の減少	-（生息数に係る情報収集を進める）
分布の拡大防止及び縮減	分布する市町村数（22）
農業被害の未然防止又は減少	農業被害額、市町村被害防止計画の達成状況
豚熱による被害の防止	-

尾張旭市は、管理エリアに該当するため、猟友会、森林公園管理者、河川管理者、市役所内施設所管課等と情報を共有し、イノシシの生息を確認し、捕獲等の対策を実施する。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。

次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、実際の生息数が不明であることから、具体的な年度あたりの捕獲目安は示されていないものの、高い捕獲圧をかける必要があるとしており、尾張旭市でもそのことを踏まえた目標数を設定する。

(2) 捕獲計画

近年の捕獲頭数、捕獲の担い手の現状等を考慮しつつ、農業被害の規模、直近の目撃状況等も踏まえ、表6のとおり捕獲目標数を設定する。

表6 尾張旭市における令和6年度の捕獲計画

	捕獲手法別		合計
	銃	罟	
市内全域	0	6	6

※捕獲は全て個体数調整による。

(3) 計画を達成するために実施する対策

尾張旭市では、市北部での捕獲を継続して実施するとともに、個体数調整、被害の防止（有害鳥獣捕獲）を目的とした許可捕獲を推進する。法人に対する許可については、捕獲免許を有しない者が捕獲の補助をできるようにし、捕獲従事者の負担の軽減を図る。

また、イノシシは性成熟が早く多産であるため、メスの成獣の捕獲を推進する。効率的な捕獲を進めるためには、複数の捕獲手法を組み合わせることで捕獲を強化するとともに、捕獲時期について検討する。

なお、農業被害を低減するためには、農地周辺で加害個体を含む群れごと、幼獣だけでなく成獣も捕獲する必要がある。群れごとの捕獲には、箱わなや愛知式囲いわなの活用が有効であるため、使用を検討する。

日頃から猟友会、森林公園管理者、市役所内施設所管課等と情報を共有し、イノシシが出没した際には速やかに捕獲に向けて行動する。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

イノシシ被害を防除するためには、市が猟友会、地域住民等と情報共有するとともに、イノシシ被害がある地続きの近隣市とも連携を図り、計画的・継続的にイノシシ被害防除対策を実施することにより、農地及び人家周辺がイノシシにとって餌場ではないことを学習させ、その行動圏とならないようにすることが必要である。

これらの対策は局所的に実施しても十分な効果は期待されないことから、適切な周知啓発を行い、地域が一体となった長期的な取組が必要である。

以下に具体的な防除対策の例を示す。

ア 電気柵の設置

電気柵の設置に当たっては、柵下部や隙間等からの潜り込み及び急斜面か

らの飛込み等により、イノシシに容易に侵入されないように注意する。また漏電や電源不備を防ぐため、点検、草刈り、補修等の管理を定期的を実施するほか、告知看板の設置による安全対策を講じる必要がある。なお、効果及び安全性確保のために、必ず専用機材（電源、柵線、絶縁部品等）を使用し、自作しないようにする。

イ ワイヤーマッシュ等の大規模侵入防止柵の設置

ワイヤーマッシュや金網等による堅牢度の高い柵によって農地等の外周を囲い、イノシシの生息域と人間の生活場所を分断する。捕獲、生息環境管理、個別農地への侵入防止を組み合わせることで、高い被害防止効果が期待される。設置に当たっては、地域の合意形成を図り、十分な話し合いと現場検証を重ねて効果的な設置を検討する。設置後は定期的な保守点検により効果を維持する必要があり、設置からその後の管理に至るまで、地域ぐるみで取り組む。

表7 尾張旭市における令和6年度の防除対策の実施計画

	防除対策			
	防護ネット	防護柵	電気柵	その他 (内容)
市内全域	—	—	—	防除対策の 周知啓発

(2) 計画を達成するために実施する対策

イノシシが出没している区域について、適切に防除対策を行うよう農地等の管理者等に対し周知啓発を行う。

今後更にイノシシによる被害が拡大する場合は、鳥獣被害防止措置法に基づく地域対策協議会や鳥獣被害対策実施隊の設置について検討を行う。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

尾張旭市におけるイノシシの被害範囲は拡大傾向にあることから、次に示す環境整備の周知啓発を行い、農地及び人家周辺への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める。

ア 森林環境の改善

森林の管理者は、適切な森林施設や広葉樹の導入を図る施業の推進等を進め、生息地となっている森林の維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。

イ 誘引物の除去

農地や人家周辺における耕作放棄地、藪・雑草等は、草地化してイノシシに餌場を提供するとともに、農地への誘引を助長する要因となるため、土地管理者及び農業従事者は刈払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ごみ等はイノシシの食物となり、イノシシを誘引するため、農業従事者及び地域住民等へ適切に処分するよう促す。河川や水路が重要な移動経路となるため、除草、清掃による見通しの確保に努める。

表8 尾張旭市における令和6年度の生息環境管理対策の実施計画

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他 (内容)
市内全域	—	—	生息環境管理対策の周知啓発

(2) 計画を達成するために実施する対策

イノシシが出没している地域について、適切に生息環境管理対策を行うよう、地域住民をはじめ、施設管理者、土地所有者等に対し周知啓発を行う。

今後更にイノシシによる被害が拡大する場合は、鳥獣被害防止措置法に基づく地域対策協議会や鳥獣被害対策実施隊の設置について検討を行う。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出沒状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

愛知県及び尾張旭市の実施体制図は図7及び図8のとおり。

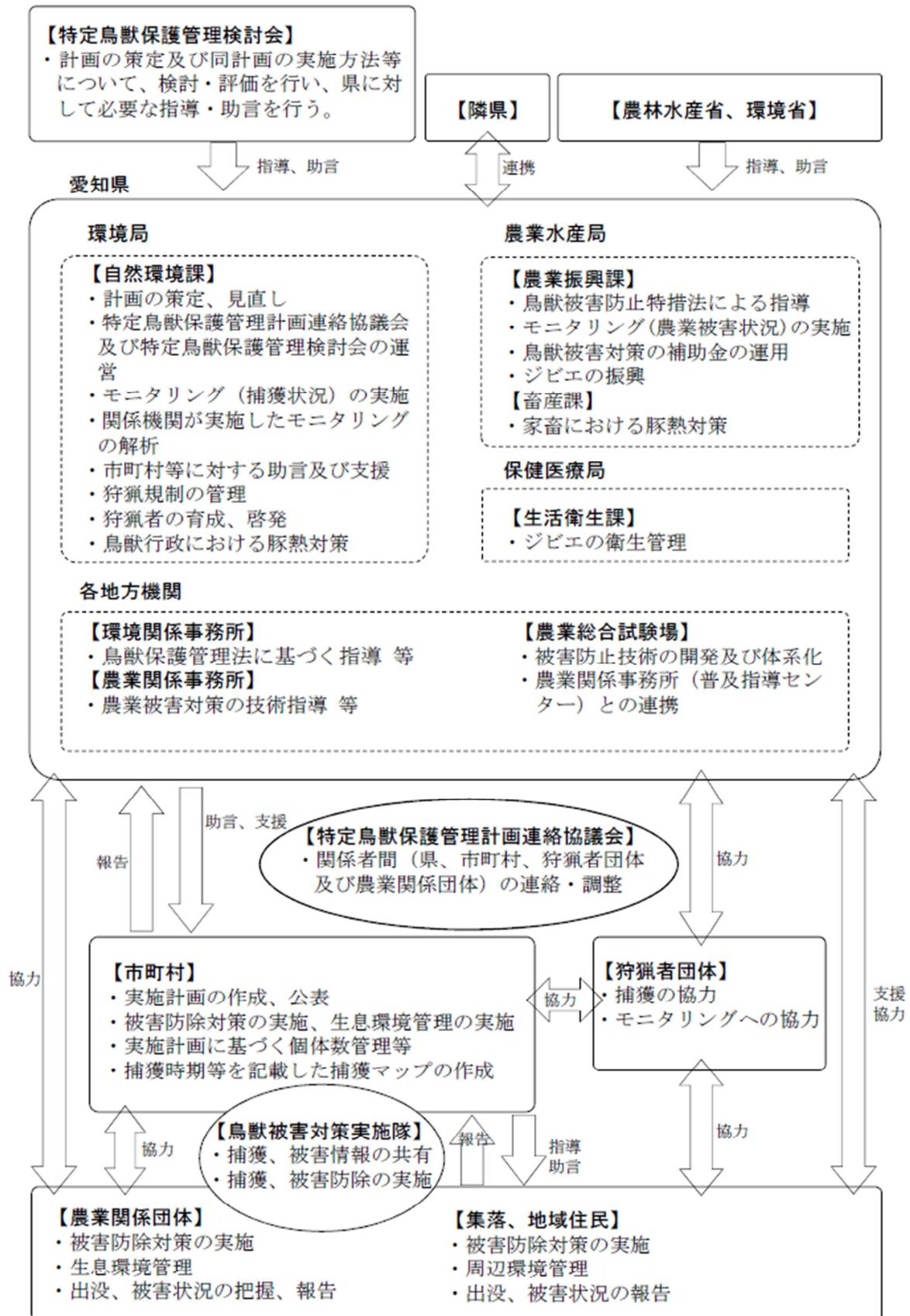


図7 実施体制図（愛知県）

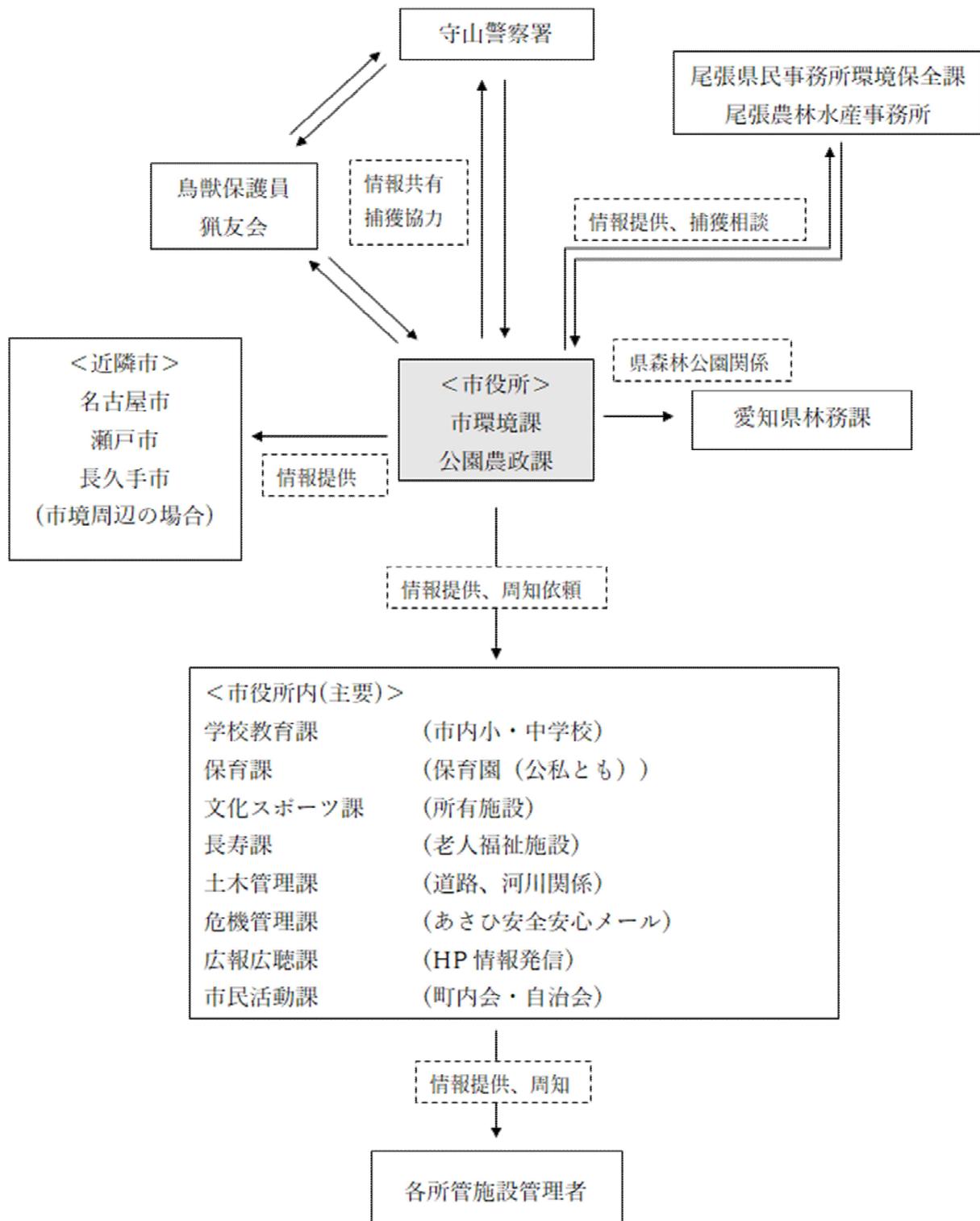


図8 実施体制図（尾張旭市）

(2) 市街地出沒への対応

近年、イノシシを始め、ニホンジカやニホンカモシカ等が、稀に市街地へ出沒している。出沒の未然防止及び出沒時の対応について次のとおり対応する。

ア 出沒を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせる。また、地域住民に対しては、市街地出沒を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出沒した時の対応

突発的な出沒には、出沒地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出沒する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出沒に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出沒に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出沒が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、イノシシのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起らないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市町村はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、イノシシの捕獲場所でニホンジカの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたニホンジカの放獣は適切ではないことから、ニホンジカが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 豚熱等の感染症への対策

豚熱については、依然として県内を含め各地で感染事例が報告されており、今後も生息密度の低減を目指した捕獲を継続する必要がある。また、捕獲の際

は、捕獲個体や狩猟道具、車両等の移動により、他の地域に豚熱ウイルスを拡散させることがないように、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等により、消毒等の防疫措置を徹底するよう、捕獲従事者に指導を行う。

また、人獣共通感染症にも十分に注意する必要がある。捕獲作業等によるイノシシの接触で注意すべき感染症としてSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、解体作業を行った手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫、E型肝炎などがある。

これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

イノシシの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。特にくくりわなによる捕獲の場合は、捕獲個体の逆襲による人身被害が発生するおそれがあり、止め刺しの際は保定要補助具を使用する、複数人で作業する等、安全面に十分に配慮する必要がある。

については、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

（５）ジビエの振興等活用策

イノシシの捕獲を進める上で、捕獲したイノシシを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということが、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。イノシシに関しては、県内で豚熱の感染が確認されてからは、ジビエへの活用が難しい状況ではあったが、今後は実証事業等を通して、将来的な消費拡大に繋がる取組を図っていく。

また、野生鳥獣の食肉利用においては、食中毒や感染症等の衛生上の懸念があることから、2014（平成26）年12月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン（2023（令和5）年10月10日一部改正）」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、イノシシを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。

（６）情報の収集・普及啓発等

市は、県及び関係者の協力のもと、イノシシの生態及び行動、生息状況、生息環境、捕獲状況、被害状況、被害対策事例、被害防除技術等についての情報を把握、収集し、広く市民に提供することにより、イノシシの管理について市民への普及啓発に努める。普及啓発の際は、特定計画の概要版を活用するなど、わかりやすい形での情報発信に努める。